

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和5年2月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200193号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200032号

第1 結論

請求者のA社における平成30年8月31日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成30年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年8月31日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する賞与賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間において、同社から100万円の賞与の支払を受け、当該賞与から100万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年9月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200194号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200033号

第1 結論

請求者のA社における平成30年8月31日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成30年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年8月31日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する賞与賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間において、同社から70万円の賞与の支払を受け、当該賞与から70万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年9月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200195号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200034号

第1 結論

請求者のA社における平成30年8月31日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成30年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年8月31日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する賞与賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間において、同社から70万円の賞与の支払を受け、当該賞与から70万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年9月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。